

## 平成29年度北海道最低賃金の改正に関する意見書

最低賃金制度は、パートタイムやアルバイトを含む非正規労働者など、低廉な賃金の労働者の労働条件改善を図るセーフティネットとして機能することが重要である。

総務省の就業構造基本調査によると、道内の非正規労働者数は約96万人で、労働者の約43%と全国2番目に高くなっている。また、将来の税・社会保障の担い手となる若年労働者数はこの10年間で減少する一方で、約40%が非正規雇用となっている。

平成28年の北海道地方最低賃金審議会の答申書には、平成22年雇用戦略対話における最低賃金引き上げに関しての目標設定に配慮したと3年連続で表記されたところであるが、北海道においては、未だに地域別最低賃金の全国加重平均額を下回る状況にある。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

よって、厚生労働省北海道労働局においては、平成29年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 平成22年雇用戦略対話合意に基づき、早期に最低賃金を時給800円とし、平成32年までに時給1,000円に到達するよう、平成28年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重して、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする実効ある対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月23日

帯 広 市 議 会

厚生労働省北海道労働局長 あて